

－ 自賠責保険の取扱いに係る特別措置のご案内 －

国土交通省より自動車検査証の有効期間が全国一律に延長される旨の発表がありました。

<2020年2月28日発表>

[自動車検査証の有効期限を延長します～新型コロナウイルス感染症対策～](#)

(国土交通省ホームページ掲載)

これに伴う自賠責保険の特別措置の内容は以下のとおりです。

1. 継続契約の締結手続きの猶予

対象契約		猶予の内容
対象自動車	自賠責保険の保険期間の終期	猶予の限度期限
車検対象車	2020年2月28日(金) ～ 2020年4月30日(木)※	2020年4月30日(木)まで
車検対象外車	2020年2月28日(金) ～ 2020年4月30日(木)	2020年4月30日(木)まで

※自動車検査証の有効期間が2020年2月28日(金)から2020年3月31日(火)までとなる自動車に付保された保険契約が対象です。

2. 継続契約の保険料払込みの猶予

2020年2月28日(金)から2020年4月30日(木)までの払込みについては、2020年4月30日(木)を限度として猶予いたします。